

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講座のカリキュラムについて

当協会の酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第59条第3項、酸素欠乏危険作業特別教育規程第2条に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講座

学科教育

科目	時間
酸素欠乏等の発生の原因	1.0 時間
酸素欠乏症等の症状	1.0 時間
空気呼吸器等の使用の方法	1.0 時間
事故の場合の退避及び救急処生の方法	1.0 時間
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1.5 時間

合計 5.5 時間

令和4年4月4日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

